

# 令和6年度プール水水質検査業務仕様書

## 1 業務の名称

令和6年度プール水水質検査業務

## 2 業務場所

東広島市内の市立小学校32校

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

## 4 業務の目的

本業務は、「学校環境衛生基準」によりプール水の水質検査を定期的を実施し、プール使用上の安全を確保することを目的とする。

## 5 業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の(1)、(2)及び(3)に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

(1) 業務実施責任者には、資格を求めない。

(2) 業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

(3) 業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類(社員証、雇用証明書又は健康保険証等)の写しを提出すること。

## 6 対象施設

32施設(別紙検査対象施設一覧のとおり)

## 7 業務内容

### (1) 検査項目及び検査回数

「学校環境衛生基準」に基づき、対象施設の検査を実施する。

なお、1回目の検査は必ず実施することとし、2回目以降の検査については、検査実施の翌日から起算し30日目以降で、9月30日までにプールの使用がない学校については、実施しないこととする。

検査項目	1回目	2回目以降 (最大4回)
水素イオン濃度	○	○
濁度	○	○
遊離残留塩素	○	○
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	○	○
大腸菌	○	○

一般細菌	○	○
総トリハロメタン	プール使用期間中に1回実施	
濁度（循環ろ過装置の処理水）		

(2) 実施方法

ア 受注者は各施設を巡回して採水し、検査を実施する。採水は次の期間内に行うこととし、詳細な日時については協議して決定することとする。なお、採水は平日（8：30～16：30）に行うこととする。ただし、学校との協議により可能な場合はこの限りではない。新型コロナウイルス感染症等による臨時休業等により、プールの使用時期に変更がある場合には、検査期間及び詳細な日時について別途協議して決定することとする。

回数	期 間
1回目	令和6年6月3日～令和6年6月28日
2回目以降 (最大4回)	前回の検査実施日の翌日から起算し、20～30日以内に実施すること。なお、1校の検査回数が4回を超えないよう日程を調整すること。

イ 検査物を入れる容器は受注者が用意することとし、それに要する費用は委託料に含むものとする。

(3) 結果報告

ア 受注者は、毎回の検査業務終了後、施設ごとに検査内訳の各項目の値を記入した水質検査結果を2部作成し、発注者（学校教育部学事課）へ提出すること。  
イ 検査の結果、「学校環境衛生基準」の基準値に適合しない場合は、上記に関わらず直ちに学事課に報告すること。

(4) 再検査

発注者は、検査結果が基準を超えた場合、又は検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。なお、その場合の費用については、協議の上、決定する。

8 単価契約と発注予定数量について

(1) 本契約は、検査項目等に応じて、次のとおり履行区分ごとに契約単価を定める単価契約とする。

履行区分	単価	発注予定数量	単位
水素イオン濃度	円	110	回
濁度			
遊離残留塩素			
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)			
大腸菌			
一般細菌			
総トリハロメタン	円	32	回
濁度（循環ろ過装置の処理水）			

(2) 履行数量（発注予定数量）は予定であり、実施の業務履行に当たっては変動がある。ただし、上限・下限は次のとおりとする。なお、やむを得ず履行数量が上限・

下限を下回る事となった場合は、発注者と受注者において契約金額（単価を含む）について協議し、必要があると認めるときは変更契約を行うものとする。

履行区分	発注予定数量の増減範囲		上限・下限の説明（参考）
	上限	下限	
水素イオン濃度	110回	64回	上限は一部の学校で4回目の検査を行った場合の予定回数 下限は全ての学校で2回の検査だった場合の予定回数
濁度			
遊離残留塩素			
有機物等 （過マンガン酸カリウム消費量）			
大腸菌			
一般細菌	32回	32回	プール使用期間中に1回のみ実施
総トリハロメタン			
濁度（循環ろ過装置の処理水）			

## 9 業務委託料の支払い

- (1) 本業務は、履行開始後、次の履行期間を単位として委託料を請求できるものとし、計算方法は次のとおりとする。

履行期間（支払区分）	支払金額	支払種別
6月から8月までの履行分	次の①又は②により 計算した額	部分払（部分引渡し）
9月以降の履行分		完了払

### ① 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者の場合

履行区分ごとの契約単価にそれぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。

### ② 消費税等に係る免税事業者の場合

履行区分ごとの契約単価にそれぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額。

- (2) 受注者は履行期間単位の委託料を請求しようとするときは、当該履行期間の履行報告を行っていないなければならない。

## 10 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。
- (2) 業務の実施に当たっては、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑をおよぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。
- (3) 業務の実施に当たっては、検査対象施設で執務する職員等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の職員等の迷惑とならないよう注意すること。

- (4) 業務の実施に当たって、万一事故が発生したときは、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。
- (5) その他、業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、協議の上実施すること。

11 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 学校教育部 学事課 保健給食係

電 話 (082) 420-0975

F A X (082) 420-0969

## 検査対象施設一覧

	施設名	所在地	電話番号
1	西条小学校	東広島市西条中央 2-15-1	082-422-3322
2	寺西小学校	東広島市西条町寺家 6664-1	082-423-2632
3	郷田小学校	東広島市西条町郷曾 11133	082-425-0005
4	板城小学校	東広島市西条町森近甲 10234-1	082-425-0001
5	三永小学校	東広島市西条町下三永 10929 番地 2	082-426-0005
6	川上小学校	東広島市八本松飯田 5-8-47	082-428-1445
7	原小学校	東広島市八本松町原 11407-5	082-429-0076
8	吉川小学校	東広島市八本松町吉川 365	082-429-1054
9	八本松小学校	東広島市八本松町原 10128-137	082-428-3564
10	志和小学校	東広島市志和町志和西 1432	082-433-2019
11	小谷小学校	東広島市高屋町小谷 3543-3	082-434-0518
12	高屋東小学校	東広島市高屋町白市 589	082-434-0318
13	高屋西小学校	東広島市高屋町中島 582	082-434-0003
14	造賀小学校	東広島市高屋町造賀 2774-1	082-436-0002
15	東西条小学校	東広島市西条吉行東 1-2-1	082-423-9110
16	平岩小学校	東広島市西条町寺家 10521-9	082-422-5355
17	御菌宇小学校	東広島市西条町御菌宇 8544-6	082-422-6220
18	高美が丘小学校	東広島市高屋高美が丘 4-1-1	082-434-7620
19	三ツ城小学校	東広島市西条中央 7-23-55	082-421-1020
20	板城西小学校	東広島市黒瀬町小多田 257	0823-82-2149
21	上黒瀬小学校	東広島市黒瀬町宗近柳国 10271-2	0823-82-2805
22	乃美尾小学校	東広島市黒瀬町乃美尾 10554-1	0823-82-2016
23	中黒瀬小学校	東広島市黒瀬町檜原 10018-1	0823-82-2024
24	下黒瀬小学校	東広島市黒瀬町津江 11225-3	0823-82-2115
25	福富小学校	東広島市福富町下竹仁 2096-3	082-435-2341
26	豊栄小学校	東広島市豊栄町鍛冶屋 370	082-432-2134
27	河内小学校	東広島市河内町中河内 1757-1	082-437-1128
28	入野小学校	東広島市入野中山台 4-20-1	082-437-1031
29	木谷小学校	東広島市安芸津町木谷 4122	0846-45-0275
30	三津小学校	東広島市安芸津町三津 4680	0846-45-0024
31	風早小学校	東広島市安芸津町風早 789	0846-45-0052
32	龍王小学校	東広島市西条町寺家 5415-6	082-493-6003